

消費税のインボイス制度について

○ インボイス制度とは

- ・インボイス制度とは、令和5年10月1日から始まる消費税の仕入税額控除の方式です。
- ・インボイス制度においては、買手は消費税の仕入税額控除のために、原則として、売手が交付するインボイスを保存する必要があります。
- ・売手がインボイスを交付する場合は、登録番号の記載が必要であり、登録番号を取得するためには登録申請手続きが必要です。

○ 登録申請手続

- ・インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるには、原則、**令和5年3月31日まで**に登録申請書を提出する必要があります。
- ※ 期限間近には申請が集中し、処理に一定の時間を要する場合があります。
申請を予定されている事業者の方は早期提出にご協力ください。

○ インボイス制度説明会・登録申請相談会のご案内

- ・税務署では、インボイス制度の概要を説明する「インボイス制度説明会」や登録申請を希望される方へ、スマートフォンを利用した登録申請手続を説明する「登録申請相談会」を開催しています。
- ・詳細は、札幌国税局HPに掲載しておりますので、ご確認ください。

札幌国税局HP

< https://www.nta.go.jp/about/organization/sapporo/invoice_setsumeikai/index.htm >

- ◆ 消費税の基本的な仕組みから理解されたい方向けの「インボイス説明会」も開催しています!

- ◆ 国税庁ではオンライン説明会を開催中!!

※ 説明会の模様は、YouTubeチャンネルでいつでも視聴可能です



お問い合わせ先

消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

電話 0120-205-553 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝を除く)

道税および市町村税に係る全道統一的な滞納整理を実施します

北海道と市町村は、道税および市町村税の収入確保を図るため、9月に個人住民税を含む市町村税の滞納事案について、差押予告や財産調査を実施し、各種財産の差押えなど、滞納処分を強化します。

納税がお済みでない方は、早急に納税されますようお願いいたします。

お問い合わせ先

【道税に関すること】〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27

北海道宗谷総合振興局 税務課 電話 0162-33-2519

【町税に関すること】幌延町役場 住民生活課 住民グループ 電話 5-1112

▼議案第1号
令和4年度幌延町一般会計補正予算(第2号)
補正の内容は、歳出の幌延町民臨時生活支援事業224.2万円、業224.2万円の新規計上、幌延の新規計上、幌延町営農用化学肥料購入支援事業750万円の新規計上、幌延町商工業事業継続緊急支援事業240万円の新規計上、スポーツ少年団全国大会出場支援事業212万円の新規計上などです。

第4回幌延町議会(臨時会)は7月20日に開会され、議案1件を原案どおり可決し、同日閉会しました。議決された案件は次のとおりです。

第4回
幌延町議会
(臨時会)

令和4年度 補正予算額

(単位：千円)

会計名	補正前	補正額	補正後
一般会計	4,834,775	34,530	4,869,305